

重点地区とは

- ・ 湖南省景観条例第 7 条に基づき、景観計画区域内において良好な景観の形成を図るため、特に必要があると認める区域を「重点地区」とします。
- ・ その他の区域については周辺の景観に与える影響が大きい大規模な建築物等について景観形成を行う「一般地区」とします。
- ・ 重点地区は、「湖南省景観づくりの基本方針（平成 25 年 4 月）」に掲げる重点地区候補地の中から地域の理解が得られた区域について、順次、湖南省景観計画「重点地区」に追加することにより、充実を図ります。

湖南省景観計画区域(市全域)	
重点地区	野洲川及び国道 1 号周辺地区 三雲地域旧東海道沿道地区
一般地区	重点地区を除く湖南省全域 (重点地区候補地を含む)
重点地区候補地	石部地域旧東海道沿道地区 湖南三山周辺地区

平成 26 年 12 月 26 日告示



